

青少年協議会(全体会・部会)の所掌事項について

項目	全体会	部会	
		ユースワーク推進部会	子ども・若者応援補助金審査部会
所掌事項	(1) 地方青少年問題協議会法第2条に規定する事務(青少年の指導、育成、保護及び矯正に係る重要事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整) (2) 子ども・若者応援事業※1に関する事項の調査審議 (3) 青少年の健全な育成及び福祉の増進に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの	ユースワークの推進に関する事項の調査審議	子ども・若者応援補助金を活用した補助事業の審査
協議事項※2 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について ・青少年健全育成基金の活用方針について ・青少年健全育成事業について ・各年度における新規事業について ・少年補導活動の状況について ・部会の審議内容の報告について ・成人年齢の引下げについて ・「成人の日のつどい」の名称変更について ・ユース交流センターの愛称について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースワークの推進状況について ・ユース交流センターの取組状況、成果と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼン審査の実施方法、選定基準について ・プレゼン審査
人数	25人	6人(予定)	6人(予定)

※1 子ども・若者の健全な育成及び福祉の増進を図るための事業で市長が別に定めるもの。

※2 過去の審議事項と今後予定される審議事項の両方を記載。